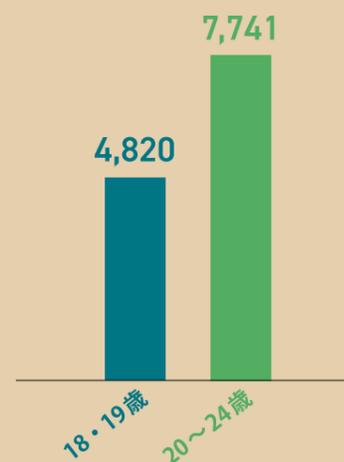


成人になりたての若者がねられる?!

未成年は契約を結ぶ時、原則、親などの同意が必要です。同意がなく契約をしてしまった場合、未成年だという理由だけで契約を取り消すことができる権利が民法で定められています。成人になると、その権利がなくなるので、契約を取り消すことができなくなってしまうのです。

国民生活センターによると、20～24歳の相談件数は、18・19歳の相談件数と比べて、約1.6倍。ローンやクレジットの契約を組ませることで、被害額の平均もおよそ17万円から30万円にふくれ上がります。悪質な業者ほど、社会経験が乏しく、取り消し権がなくなる成人になるのを待って勧誘しているのです。

年齢別の相談件数(平均値)
(単位:件)



※2020年度(2月末時点)にPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録のあった件数

こんなトラブルに要注意!!

事例
01

もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産※など)

大学の先輩から、「暗号資産で投資をすれば、将来、楽に暮らせる。知人を紹介すれば報酬も入る」と誘われ、投資用の教材を勧められた。お金がなかったが、先輩に消費者金融で借りようと言われ、50万円を借りて手渡した。

※インターネット上に存在する通貨のこと。日本円やドルといった法定通貨と交換(売買)でき、モノやサービスの決済や送金が可能。

アドバイス

- ・「もうかる」うまい話はありません!もうけ話を安易に信じない。
- ・「すぐに元が取れる」などと言われても、借金してまで契約しない。
- ・友人を勧誘し、加害者になってしまうことも…。

事例
02

美容医療

4千円で脱毛エステができるというインターネット広告を見てお店に行ったら、「通わないときれいになれない」と勧誘され、55万円のコースの契約と勧められた化粧品数点を購入し、合計58万円となった。8万円はクレジットカードで決済し、残り50万円はローンを組んだ。帰宅後、高額な支払いに不安になった。

アドバイス

- ・その場で契約をしない。
- ・「お金がない」なら「契約しない」。
- ・安易にクレジットカードで分割払いをしない。
- ・施術前にリスクや副作用を確認する。

困ったらひとりで悩まず相談しましょう

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費生活センターにご相談ください。相談は無料です。守秘義務があるので、相談内容はしっかり守られます。

市消費生活センター(人権・市民生活課内)
(平日 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分)

☎ 36-5566

消費者ホットライン

☎ 188(局番なし)

今年4月から、民法改正に伴い18歳で成人となります。これまでも、選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、若い人にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。では、私たちが生活をするうえで、どのような変化があるのでしょうか。何が変わるのか、変わらないのか、どんな影響があるのかを紹介します。

20歳
成人年齢引き下げ
18歳

変わること
変わらなないこと
気をつけること

何が変わるの?

民法が定める成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになるということです。

変わること

- ▶親の同意がなくても契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・部屋を借りる など
- ▶10年有効のパスポートを取得する
- ▶結婚可能年齢が男女ともに18歳に など

大人になると
大人としての責任が
出てきます

変わらないこと (20歳からできること)

- ▶飲酒をする
 - ▶喫煙をする
 - ▶競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
 - ▶大型・中型自動車運転免許の取得
 - ▶国民年金の加入・納付 など
- 本市の成人式は、これまでどおり満20歳になる人が対象です。

